

## 第5章 特別活動

### 1 改訂のポイント

#### <目標>

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸張を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

#### (1) 目標について

- 特別活動が、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる教育活動であることを一層明確にするために「人間関係」を加えた。
- 集団や社会の一員として、協力して学校生活の充実と発展に主体的にかかわる教育活動としての意義を明確にした。

#### (2) 学級活動について

- 特に、よりよい人間関係を築く力、協力して学級や学校の生活の充実向上を図るとともに、生徒が当面する課題に主体的にかかわる態度の育成を重視した。
- 活動内容について、(1)学級や学校の生活づくり、(2)適応と成長及び健康安全、(3)学業と進路、の三つの内容に整理し、いづれの学年においても取り組むべき内容を17項目で示した。(全てを均等に扱うものではなく、生徒や学級の実態に合わせて、重点化や内容間の関連や統合を図るなど工夫して取り扱うことが大切であり、必要な項目を追加して取り扱うことも可能である。)

#### (3) 生徒会活動について

- 特に、よりよい人間関係を築く力、社会に参画する態度や自治的能力の育成を重視し、活動内容について、(1)生徒会の計画や運営、(2)異年齢集団による交流、(3)生徒の諸活動についての連絡調整、(4)学校行事への協力、(5)ボランティア活動などの社会参加の五つを示し、それぞれの活動の内容を明確にするとともに、生徒の自発的、自動的な活動の充実を図ることを重視した。

#### (4) 学校行事について

- 特に、よりよい人間関係を築く力、公共の精神を養うこと、社会性の育成を図ることを重視した。
- 本物の文化や芸術に触れたり鑑賞したりする活動、文化の継承に寄与する活動などを充実する観点から、「学芸的行事」を「文化的行事」と改め、「文化や芸術に親しんだりするような活動」を加えた。
- 生徒の発達の段階を踏まえ、社会の一員としての自覚と責任感を高め社会的自立をすすめる観点から、「勤労生産・奉仕的行事」について、「職場体験の重視」、「奉仕体験の意義」を明確にした。

## 2 指導計画作成上の留意点 →解説特別活動編 p.93~99

特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達の段階などを考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、各教科、道徳及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。

(ポイント)

- 特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画を作成することが明確に示された。（それぞれの指導計画は、全教師の共通理解と協力の下で作成することが大切である。）
- 学校教育には、朝の会や帰りの会、日常に行われている清掃や日直などの当番活動、さらに、放課後等に生徒の自主的、実践的な活動として行われる部活動などがある。これらは教育課程には位置付けられてはいないが、教育的な意義が大きく特別活動と関連が深い。そこで、これらとの関連についても、特別活動の全体計画に示しておくことが大切である。
- 全体計画に基づいて、年間を通じた学級活動、生徒会活動、学校行事ごとの目標、その内容や方法、指導の流れ、時間の配当、評価などを示したものが、「各活動・学校行事の年間指導計画」である。
- 特別活動に充てる授業時数については、学習指導要領第1章総則第3を参照するとともに、すでに時間配当の示されている学級活動以外の活動（〔生徒会活動〕〔学校行事〕）について、それぞれの目標やねらいが十分に達成できるようよく検討した上で、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるなどして、全体計画を立てることが求められている。
- 小学校との円滑な接続や中学校卒業後の進路との接続も視野に入れつつ、中学生の発達の段階を踏まえた教育活動の充実を図ることの重要性を踏まえて、全体計画及び年間指導計画を作成することが大切である。

(1) 生徒指導の機能を十分に生かすとともに、教育相談（進路相談を含む。）についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること。

(ポイント)

- 特別活動は、その目標や内容、指導の形態や方法において生徒指導と深くかかわるものがあるため、生徒指導の機能を指導計画の作成に十分に生かすことにより、指導の効果を上げる工夫をすることが大切である。
- 進路相談は、教育相談の中に含まれるため、括弧書きで示しているが、この相談は、卒業の時期に限らず、計画的、継続的な実施によって効果を上げるように配慮する必要がある。

(2) 学校生活への適応や人間関係の形成、進路の選択などの指導に当たっては、ガイダンスの機能を充実するよう〔学級活動〕等の指導を工夫すること。特に、中学校入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望と目標をもって生活できるよう工夫すること。

(ポイント)

○ガイダンスの機能を充実させるための工夫とは、ガイダンスの個々の活動について、ねらいを持ち、その実現のために、これまでよりも適時に、適切な場や機会を設け、よりよい内容・方法で実施するよう改善を図ることであり、また、そのための指導計画を立て、教師の共通理解と協力により、その効果を高めるようにするということである。

(3) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。

(ポイント)

○特に、特別活動の「望ましい集団活動による生徒の自主的、実践的な活動」の特質を生かし、道徳的実践の指導の充実を図るようにすることが必要である。

#### <内容の取扱いについての配慮事項> →解説特別活動編 p.100~101

(ポイント)

ア よりよい生活を築くための諸活動の充実

○学級活動及び生徒会活動について、「内容相互の関連を図るよう工夫する」とともに、生徒の今日的な課題を踏まえ「よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。」を加えた。

イ 学級活動の内容の重点化と内容間の関連や統合の工夫

○各活動内容に示したいずれの内容項目も学年ごとに扱う。

○学校、生徒の実態及び第3章道徳の第3の1の(3)に示す道徳教育の重点などを踏まえ」とともに、「内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。」を示した。

ウ 体験活動や言語活動の充実

○学校行事の実施に当たっての配慮事項として、「体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。」を加えた。

### 3 Q & A

Q 1 「総則」に、「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、「総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。」と示されていますが、これは、学校行事の時間確保の方法として、総合的な学習の時間を活用してよいものと解釈してよいですか。

この規定は、「総合的な学習の時間において計画した学習活動が、学習指導要領に示した特別活動の目標や内容と同等の効果が得られる場合も考えられる」ために、学習指導要領の第1章(総則)第3の5において示されたもので、特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な学習の時間の代替を認めるものではありません。

『問題の解決や探究活動』をねらいとした「総合的な学習の時間」と『集団活動を通して望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成』をねらいとした「特別活動」の特性の違いを踏まえ、「総合的な学習の時間」として計画した学習活動が、結果的に学校行事の内容と合致した場合にのみ適用される「代替」ととらえる必要があります。

→解説特別活動編 p.21~23

Q 2 特別活動における話し合い活動を、ディベート形式で行ってもよいですか。

解説に示されたディベートは、意見の異なる人と議論して協同的に問題解決する態度を育成するための一手法として記載されたものです。特別活動における話し合い活動は、具体的な課題に即して集団決定等を行うための折り合いをつけるための取組であることを踏まえ、より適切な方法を考慮しながら実施していく必要があります。

Q 3 勤労生産・奉仕的行事における「職場体験」について、解説に「一定期間（例えば1週間(5日間)程度）にわたって行われることが望まれる。」との記載がありますが、5日間設定することが標準であると解釈すべきですか。

これは、一定期間実施することで、「その教育的な意義が一層深まる」とともに、「高い教育効果が期待される」などの観点から、例示されているもので、5日間を標準としているわけではありません。

地域や学校の実態や生徒の発達の段階を考慮して、学校ごとに適切な時間設定をすることが大切です。